

協働・連携の考え方や今後の具体的な取組に関する課題整理

項目	論点	背景・条件など	想定事例	これまでの委員意見	(参考) 事務局の仮説
<p>①協働・連携の捉え方</p> <p>協働・連携の捉え方や範囲はどこまでとすべきか</p>	<p>【協働・連携の捉え方・位置付け】</p> <p>◆協働・連携とは、どのようなものか</p>	<p>■自治基本条例における位置づけ 暮らしやすい地域社会の実現を目的とした<u>自治運営の原則の一つとして位置づけ</u>（第5条）。 構成要素として次の4点を明記（第3条） 「目的の共有」「役割と責任の明確化」 「相互理解」「対等な関係」</p> <p>■川崎市協働型事業のルールにおける位置づけ 「<u>市民活動団体と行政が協働で行う公益的な事業</u>」を「<u>協働型事業</u>」と定義。 標準的な事務手続きを示し、主に<u>各区の提案事業として委託により実施</u></p> <p>■近年では、企業や大学等との協定書締結による取組など、主体や手法が多様化</p> <p>■協働の担い手は市民活動団体に限定されるものではないことから、協働の担い手や手法の拡がりの現状を捉えた<u>条例と市民活動支援指針の間の2層に担当する基準の策定が必要</u>（H25包括外部監査）</p>	<p>◇企業や事業者等との災害時における協力に関する協定</p> <p>◇企業等との協定に基づく地域見守りの取組</p> <p>◇大学等との協定書締結による市民向け公開講座の実施</p> <p>◇他の自治体と子育て支援やまちづくりに関する協定による取組</p>	<p>○協働・連携とは、行政や活動する団体の都合によるものでなく、課題の解決がまず最初にあるべきではないか（第1回）</p> <p>○重要なのは、協働・連携した主体双方に利益があるかどうかだけではなく、<u>協働・連携で生まれたサービスが地域の課題解決に役に立つかどうか、「受益者がどう思うか」が一番重要ではないか。</u>（第3回）</p>	<p>●（仮称）基本方針案における「協働・連携」とは、条例の「協働」の考え方を踏まえつつ、「連携」を加えることで、より広く柔軟に<u>成果志向</u>で、地域の課題や社会的な課題の解決が目的であることを打ち出してはどうか</p> <p>（例） ⇒協働・連携とは、「①それぞれの主体の特徴や強みをいかした協力により、②単体で取り組むよりも効率的・効果的に③地域の課題や社会的な課題の解決を図ること」</p>
	<p>【協働・連携の取組の範囲】</p> <p>◆協働・連携の取組成果の範囲は、どこまでと捉えるべきか</p>	<p>■一般的に、施策を推進するに当たり、行政が捉える地域や社会的な課題は、防災、福祉、教育などの他、環境、まちづくり、産業振興、地域振興、など多岐に渡っている。</p> <p>■一方で、実際の協働・連携の取組では、以下のような場面も見られる。 ・取組と課題そのものとの関係が分かりにくい ・ひとつの取組が直接的に課題解決に影響しなくても、間接的に影響を及ぼす場合</p>	<p>◇大学との協定に基づく学生授業への市職員派遣</p> <p>◇新産業の創出を目的とした企業との共同研究</p> <p>◇企業主催の音楽イベントへの共催など</p>	<p>○「これは協働の観点から言うと、どう捉えればよいのか」という場面がいくつかある。（第1回）</p> <p>○市民社会内で諸主体の連携が現に進み、企業や大学など多様な主体が公益活動している現状を踏まえると、<u>基本的には地域の課題解決に参加する主体であれば、誰でも、協働・連携の中で捉えてよいのではないか。</u>（第3回）</p>	<p>●成果とは、地域の課題、社会的な課題の解決を図る取組とし、協働・連携の範囲は広く捉える。</p>

協働・連携の考え方や今後の具体的な取組に関する課題整理

項目	論点	背景・条件など	想定事例	これまでの委員意見	(参考) 事務局の仮説
②今後の取組に向けての視点 協働・連携の推進に向けた考え方、視点としてどのようなものがあるか	【主体の多様化等への対応】 ◆主体が多様化する中で、どのような考え方もとめられているか。	■ これまで協働に関するルールは、市民活動団体との協働を対象とした協働型事業のルールのみ。 ■ 協働の担い手は市民活動団体に限定されるものではないことから、 <u>それぞれの協働の担い手ごとに担当する取組方針等を示す基準の策定が必要</u> (H25包括外部監査) ■ それぞれの主体ごとに特性が異なるので、主体ごとの協働・連携のあり方について、「目的の共有」などの項目について整理が必要となっている。 (例) ・企業の強みは、効率的なノウハウや製品、専門知識を持った人材、事業の管理・実施能力の高さなど ・企業の制約は、無償活動を続けることの限界 ・大学の強みは高度な知の蓄積、学生の人的資源など ・大学の制約は、学生の教育的成果に配慮すること など	◇町内会・自治会や企業との協働・連携に関するルールや基準のようなもの ◇多様な主体を捉えた協働・連携推進マニュアルのようなもの	○行政と市民活動の協働・連携については制度・仕組みができてきたが、ソーシャルビジネス、企業との連携についてはこれから。(第1回) ○主体別に協働・連携の具体的な検討が必要。(第1回)	● 協働・連携を効率的・効果的に進めるためには、画一的な考え方だけでなく、主体ごとの特性に応じた柔軟な考え方が必要
	【協働・連携の取組拡大、推進に向けて】 ◆協働・連携の取組を広げるにはどうしたら良いか(行政、市民双方の協働力を高めるにはどうしたら良いか)	■ 課題の複雑化、多様化により、協働・連携の必要性がそもそも増加している。 ■ したがって、単独の取組から協働・連携による取組に転換するだけでなく、既に進めている協働・連携を大きく展開することが求められるのではないか。	◇単身高齢者が認知症や要介護となった場合のNPOや事業者、地域などの連携によるケアモデルの共有	○協働・連携でなければならない課題がこれから増える(第1回) ○点の活動を面的に展開することが求められている。(第5回)	● 事例の共有、情報発信の強化など、取組を広く伝える工夫 ● 全市的な協働・連携の推進窓口の存在を積極的に発信 ● 中間支援組織のネットワーク化 など
	【市民同士の連携の促進に向けて】 ◆市民同士の連携について、行政に期待される役割や留意点とは何か	■ 地域における市民間の協働や連携の現状を踏まえ、それに対して行政がどのように対応すべきかについても検討が必要(川崎市自治推進委員会(第4期)、川崎市市民活動支援指針改定検討委員会報告書) ● 一般的に、行政は、ある特定の団体とその他の団体との公平性・平等性が求められる。 ■ 市民活動支援の基本は、活動資源が市民社会の中で提供されるべきで、市民活動の自主性・自立性に配慮した支援として、市民主導型の中間支援組織によることが望ましい(川崎市市民活動支援指針)	・区における企業と市民活動団体との交流会の開催 ・大学ゼミと町内会・自治会や商店街等との連携事業 ・市民活動団体と町内会自治会の連携事業(落書き消し、地域のカフェ)	○企業にとっては、市民活動団体をよく分からないと言った実態があり、なかなか連携できない。(第3回) ○企業と市民活動団体の間に立つコーディネートや情報提供の支援が必要なのではないか。(第3回) ○民間同士の協働・連携においては、行政が入っていけない場面がある一方で、そこつなぐ仕組みなどが求められているかもしれない(第1回)	● 広報や後援など情報発信力や信用力、ネットワークの提供 ● 一方で、民間の自主性を阻害しないことに留意、また、関与に際しては公平性・平等性を担保する必要がある。
	【透明性・公正性に関して留意すべき事項】 ◆企業等との連携において、いわゆる営利活動と社会貢献性との線引きについて、どのように捉えるべきか	■ 一般的に、企業は、社会への貢献や市場のひずみを解消するために企業活動を通じて、利潤の追求をすることが本来の目的。 ■ 近年、CSR活動以外に、活動そのものが明確に社会貢献性を有する場面が増えている。(例、フェアトレード、CSV「共通価値の創造：企業価値と社会価値を同時に実現するという考え方」) ■ こうした企業等との連携において、その企業の利益となる活動と社会貢献的との境界線が難しい事例がある。	・環境にやさしい自動車の普及広報イベント ・就職困難者を支援することを本業とする企業に対して、行政から就労困難な方を紹介	○将来的なステークホルダーの獲得やビジネスにつながるかもしれないという視点やノウハウの整理や経験ができるメリットをどの様に見るか(第3回)	● 協働・連携を広く捉え、企業もその相手方となりうる。 ● その一方で、平等性や透明性の観点から、協働・連携するに至った必要性や過程について、透明性や説明責任が必要